

「イワイFXプレミアム リスク説明書」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

新	旧
<p>「金融商品の販売等に関する法律」(金融商品販売法、平成13年4月1日施行)に基づき、<u>店頭外国為替証拠金取引</u>における重要事項について説明いたします。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引(イワイFXプレミアム)を行うにあたっては、本説明のほか契約締結前交付書面等(「イワイFXプレミアム 取引説明書」、「イワイFXプレミアム 取引規程」、「イワイFXプレミアム 取引ルール」)をよくお読みいただき、取引の仕組みやリスクをご認識およびご同意のうえ、投資目的、経験、知識、資産状況等に鑑み、お客さまご自身の判断と責任においてお取引いただきますようお願いいたします。なお、取引の内容、用語などにつきましては、契約締結前交付書面等をご参照ください。</p> <p>【信用状況のリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 店頭外国為替証拠金取引は、お客さまの注文を当社が取引の相手方となって注文を成立させます。したがってお客さまは当社の信用状況に対するリスクを負っています。 <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>【ロスカットのリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 為替レートの変動により、お客さまの証拠金率が当社の定めるロスカット基準(60%)を下回った場合、お客さまのご意思に関わらず、当社はお客さまに通知することなくお客さまのポジションの全てを、当社の提示する為替レートで、反対売買を行い決済します。この場合、その決済で生じた損失はお客さまの負担となります。 <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>【外国為替証拠金取引の性質とリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社の店頭外国為替証拠金取引は、インターバンク(銀行間)を含むすべての当事者間の契約に基 	<p>「金融商品の販売等に関する法律」(金融商品販売法、平成13年4月1日施行)に基づき、<u>外国為替証拠金取引(店頭金融先物取引)</u>における重要事項について説明いたします。</p> <p>外国為替証拠金取引(イワイFXプレミアム)を行うにあたっては、本説明のほか契約締結前交付書面等(「イワイFXプレミアム 取引説明書」、「イワイFXプレミアム 取引規程」、「イワイFXプレミアム 取引ルール」)をよくお読みいただき、取引の仕組みやリスクをご認識およびご同意のうえ、投資目的、経験、知識、資産状況等に鑑み、お客さまご自身の判断と責任においてお取引いただきますようお願いいたします。なお、取引の内容、用語などにつきましては、契約締結前交付書面等をご参照ください。</p> <p>【信用状況のリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国為替証拠金取引は<u>店頭金融先物取引</u>であり、お客さまの注文は当社が取引の相手方となって注文を成立させます。したがってお客さまは当社の信用状況に対するリスクを負っています。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>【ロスカットのリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 為替レートの変動により、お客さまの証拠金率が当社の定めるロスカット基準(25%)を下回った場合、お客さまのご意思に関わらず、当社はお客さまに通知することなくお客さまのポジションの全てを、当社の提示する為替レートで、反対売買を行い決済します。この場合、その決済で生じた損失はお客さまの負担となります。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>【外国為替証拠金取引の性質とリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社の外国為替証拠金取引は、インターバンク(銀行間)を含むすべての当事者間の契約に基づく相

新	旧
<p>づく相対取引であり、取引当事者間の独自の規制・ルールに基づいて管理されます。基準レートが存在せず、特定の取引所等を通して行う取引ではないため、お客さまが取引所等の提供する為替レートを基に取引を行った場合、当社が提示する為替レートと相違することがあり、意図しない損失が生じるおそれがあります。</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p>	<p>対取引<u>によって行われる店頭金融先物取引</u>であり、取引当事者間の独自の規制・ルールに基づいて管理されます。基準レートが存在せず、特定の取引所等を通して行う取引ではないため、お客さまが取引所等の提供する為替レートを基に取引を行った場合、当社が提示する為替レートと相違することがあり、意図しない損失が生じるおそれがあります。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>【電子取引システム利用に関するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の店頭外国為替証拠金取引はインターネットを利用した電子取引となるため、当社、カバー取引先業者、第三者が所有する通信回線およびシステム機器に障害が発生した場合は、取引および金銭の支払や受取に際して支障をきたす可能性があります。お客さまが売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が出せない、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。 ・当社の店頭外国為替証拠金取引システムでは、注文発注の利便性を確保するため、お客さまが注文を発注される際、注文発注の都度、個々の注文について証拠金の過不足の確認を行います。その時点では証拠金自体は拘束いたしません。約定直前に、再度証拠金の過不足を確認し、証拠金が不足する場合当該注文は約定せず失効となるため、お客さまの預入証拠金の状況によっては、発注した注文が約定しない可能性があります。また、価格を設定した複数の注文が、相場急変により同時に執行された場合及び保有するポジションの決済と反対のポジションの保有を同時に行うことを目的とした注文（いわゆるリバース注文）が執行された場合、証拠金が不足する場合でも、有効な注文と判定され約定する可能性があり、証拠金の追加差入れが必要となる場合があります。 <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>この説明書は、平成 22 年 1 月 18 日から施行します。</p>	<p>【電子取引システム利用に関するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の外国為替証拠金取引はインターネットを利用した電子取引となるため、当社、カバー取引先業者、第三者が所有する通信回線およびシステム機器に障害が発生した場合は、取引および金銭の支払や受取に際して支障をきたす可能性があります。お客さまが売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が出せない、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。 ・当社の外国為替証拠金取引システムでは、注文発注の利便性を確保するため、お客さまが注文を発注される際、注文発注の都度、個々の注文について証拠金の過不足の確認を行います。その時点では証拠金自体は拘束いたしません。約定直前に、再度証拠金の過不足を確認し、証拠金が不足する場合当該注文は約定せず失効となるため、お客さまの預入証拠金の状況によっては、発注した注文が約定しない可能性があります。また、価格を設定した複数の注文が、相場急変により同時に執行された場合及び保有するポジションの決済と反対のポジションの保有を同時に行うことを目的とした注文（いわゆるリバース注文）が執行された場合、証拠金が不足する場合でも、有効な注文と判定され約定する可能性があり、証拠金の追加差入れが必要となる場合があります。 <p style="text-align: center;">（省 略）</p>